

消費者教育用資料の貸出しに関する注意事項

1. 貸出し期間

貸出し期間は原則 2 週間です。

ただし、消費生活センターが事業で使用する必要が生じた場合など、貸出し期間内でも返却を求めることがあります。その場合には、貸出し期間内でも速やかに返却してください。

2. 貸出しできる数

一度に貸出しできるのは次の表のとおりです。

ただし、消費生活センター所長が必要と認める場合には、上限を超えて貸し出すことができます。

貸出物品	上限
DVD	3 本
書籍	5 冊
紙芝居	1 冊

3. 取扱上の注意

多くの人を使うものですので、汚したり壊したりしないよう丁寧に扱ってください。

汚れたり壊したりしたときは、速やかに申し出てください。

4. 転貸借の禁止

借りた物品を他の人や団体に貸し出す（又貸し）行為は禁止です。

5. 著作権に関する注意

申請した理由以外での使用はしないでください。

営利目的での利用はできません。

また、著作権法に違反する可能性がありますので、一部又は全部を複製したり、改変したりするなどの二次利用はしないでください。